

自転車用ヘルメットの購入支援が 始まります！

⑩1008194

4 月から自転車乗用ヘルメットの着用促進のため購入補助制度を始めます。

◆**対象者**

次の条件を全て満たす個人の方
●本市の住民基本台帳に記録されている7～18歳および65歳以上の方
(年齢は今年度における満年齢)
※未成年者(7～18歳)の場合は、その保護者などが購入し、申請をすることも可

●市税を滞納していない方

◆**対象ヘルメット**

次の条件を全て満たすヘルメット
●新品のヘルメット
●SGマークなど、安全性の認証を受けたもの(SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSマークなど)
●4月1日以降に購入したもの

◆**補助額**

購入費の2分の1以内(10円未満切捨て)／上限2000円
※予算の状況で受け付けを終了する場合があります

◆**申請方法**

市HP、総務課にある様式に必要な事項を記入の上、
①購入店舗が発行

した領収書の写し②対象者および申請者の自動車運転免許証、健康保険証の写しを添付して総務課へ提出
※自動車運転免許証、健康保険証は提示も可

▼総務課 ☎233504



●各世代の自転車事故の特徴とヘルメット非着用率

世代	小学生	中学生・高校生	65歳以上の方
自転車事故の特徴	自転車乗用中の負傷事故件数が多い(負傷者数の30.0%)		死者数が多い(死者数の68.0%)
ヘルメット非着用率	38.7%	81.2%	91.3%

【出典】
・愛知県の交通事故における年齢別負傷者数・死者数の状況2015年～2019年(愛知県警察)
・2019年度県政世論調査(愛知県)
・2020年全国調査(自転車ヘルメット委員会)

最高
60万円

子育て世代の皆さんへ

⑩10033648

定住のための住宅取得に奨励金を交付します！

本市では人口増加と地域活性化を図るため、「田原市定住・移住促進奨励金」制度を継続し、本市への定住・移住を応援します。

◆**対象住宅**

令和2年4月1日～令和4年3月31日の期間に自ら取得(権利登記)する新築住宅または建売住宅で、次の要件を全て満たすもの

- 建築基準法に基づく確認済・検査済の物件
- 居住用面積が70㎡以上
- 取得価格が500万円以上

※住宅または店舗などの併用住宅が対象

※既存住宅の増改築は対象外

◆**対象者**(いずれの要件も満たす方)

- 申請者本人または配偶者が45歳以下の方
- 対象住宅の所有権を2分の1以上有する方

◆**奨励金**

- ①市外に1年以上居住し転入 **20万円**
- ②市内の社宅・賃貸住宅などに5年以上居住し転居 **20万円**
- ③右記①・②以外 **10万円**

◆**奨励金へ加算される額**

- 義務教育終了前の子が同居 **一律10万円**
- ※たまぼカードポイントなどで支給
- 赤羽根・福江市街化区域、夕陽が浜、光崎で取得 **10万円**
- 市内建設業者が建築 **20万円**

◆**交付の条件**

- 取得後5年以上定住すること
- 世帯全員に市税などの滞納がないこと など

※詳しくはお問い合わせください。市HPでご確認ください

▼建築課 ☎233527

